

府中市バリアフリー  
交通安全特定事業計画  
分倍河原駅周辺地区

令和8年2月  
東京都公安委員会



府中市バリアフリー基本構想における重点整備地区  
「分倍河原駅周辺地区」の交通安全特定事業計画

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条（基本方針）及び第36条（交通安全特定事業の実施）に基づき、府中市バリアフリー基本構想に即して、分倍河原駅周辺地区における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（位置図参照）

道路の区間				生活関連施設	
No	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
1	市道 4-74 号		片町 1 丁目 18 番地から 片町 2 丁目 11 番地まで	JR 南武線 分倍河原駅  京王電鉄 京王線 分倍河原駅	地域包括支援センター かたまち
2	市道 4-139 号		片町 2 丁目 14 番地から 片町 3 丁目 20 番地まで		片町公園、府中片町郵便局
3	かえで通り	かえで通り	片町 3 丁目 26 番地から 本町 4 丁目 2 番地まで		片町公園、MINANO、武蔵府中税務署
4	主要地方道府中町田線（第18号）	鎌倉街道	本町 4 丁目 1 番地から 分梅町 1 丁目 31 番地まで		MINANO、介護予防推進センター
5	市道 4-154 号		片町 3 丁目 34 番地から 片町 3 丁目 22 番地まで		MINANO
6	市道 4-159 号		片町 3 丁目 29 番地から 片町 3 丁目 22 番地まで		
7	かえで通り	分倍河原駅 前広場	片町 3 丁目 29 番地から 片町 3 丁目 26 番地まで		片町公園
8	市道 4-141 号		片町 2 丁目 21 番地から 片町 2 丁目 20 番地まで		片町文化センター
9	市道 4-77 号		片町 2 丁目 13 番地から 片町 1 丁目 19 番地まで		府中片町郵便局
10	市道 4-78 号		片町 1 丁目 19 番地から 片町 2 丁目 17 番地まで		片町文化センター
11	番地場北裏通り	番地場北裏通り	片町 1 丁目 18 番地から 美好町 1 丁目 27 番地まで		美好町公園
12	市道 4-28 号		美好町 1 丁目 30 番地から 美好町 1 丁目 26 番地まで		美好町公園

13	一般国道 20 号	甲州街道	美好町 1 丁目 22 番地から 美好町 2 丁目 7 番地まで	JR 南武線 分倍河原駅  京王電鉄 京王線 分倍河原駅	美好町公園
14	分梅通り	分梅通り	美好町 2 丁目 8 番地から 美好町 3 丁目 13 番地まで		美好町公園
15	一般都道府中調布線（第 229 号）	旧甲州街道	美好町 3 丁目 13 番地から 片町 2 丁目 14 番地まで		片町文化センター、地域 包括支援センターかた まち

## 2 道路の区間ごとの交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

### (1) 路線別

No	路線	事業内容	実施予定期間
3	かえで通り	信号機の改良（音響機能の整備、歩行者用青時間の確保）	令和 7～16 年度
4	主要地方道府中町田線（第 18 号）	同上	同上
13	一般国道 20 号	同上	同上
15	一般都道府中調布線（第 229 号）	同上	同上

### (2) 全路線共通

事業内容	実施予定期間
1 道路標識及び道路標示の設置に関する事業 (1) 道路標識の適切な補修 必要に応じて実施（道路標識の高輝度化は既に実施済） (2) 道路標示の適切な補修 必要に応じて実施（道路標示の高輝度化は既に実施済） (3) エスコートゾーンの整備（注 1） 必要に応じて実施 2 違法駐車行為の防止のための事業 (1) 横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車指導取締りの実施 (2) 歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法駐車指導取締りの実施 (3) 違法駐車行為の防止のための広報活動及び啓発活動の実施	令和 7～16 年度 (継続的に実施)

(注 1) 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起を設けるもの。

## 3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

### (1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施に当たっては、相互の事業の進捗状況を確認するための関係機関との意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線によっては信号機、横断歩道の移設等を検討する。

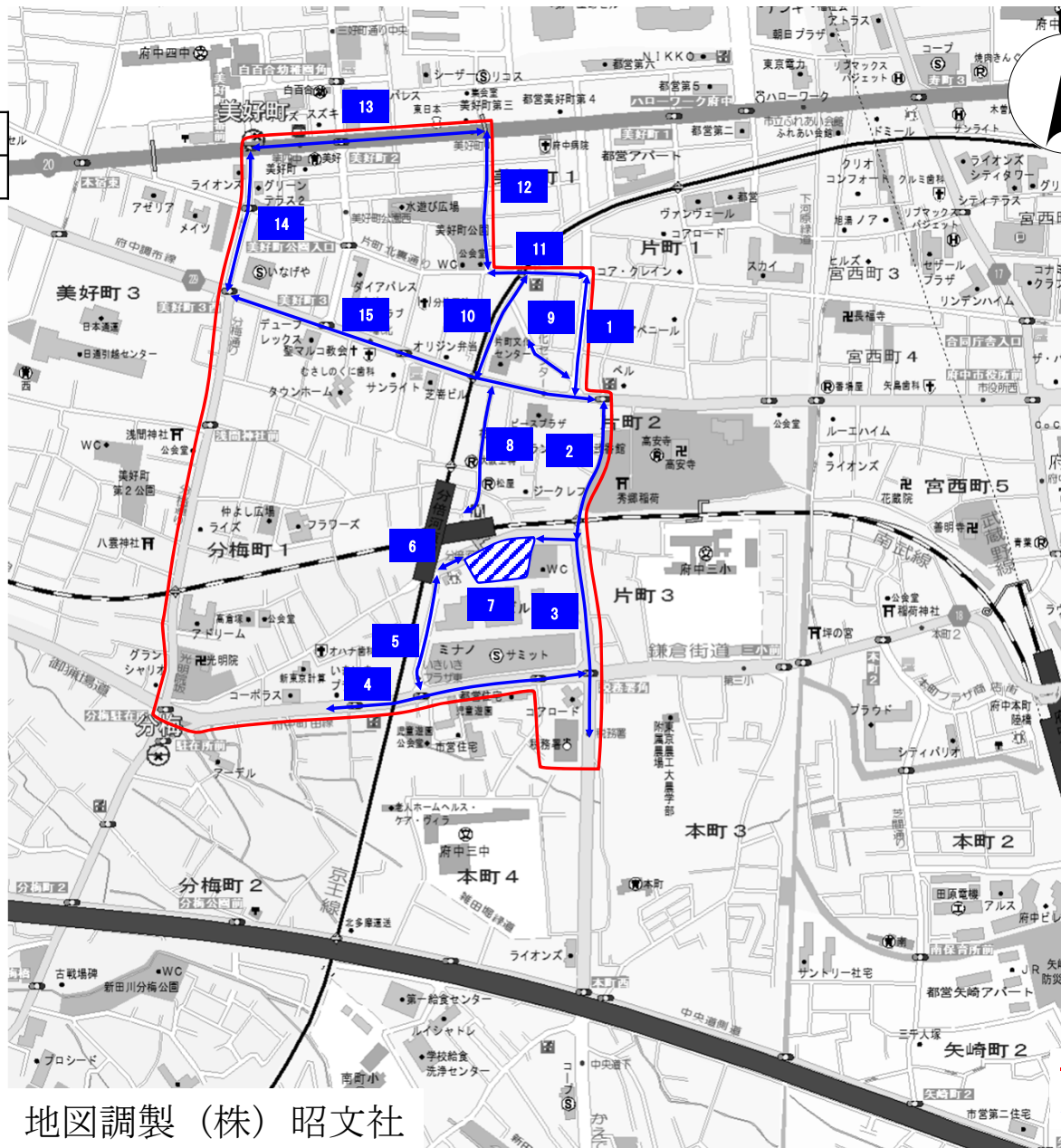
また、交通規制の実施に当たっては、周辺道路へ与える影響を常に調査し、交通流の整序化等が図られるよう、周辺の交通規制等について、必要な見直しを実施する。

(3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車 の 指導取締りに加え、違法駐車行為の防止に資する事業について、関係機関と連携して重点的かつ計画的に実施する。

# 位置図

区市町村名	府中市
重点整備地区名	分倍河原駅周辺地区



- : 重点整備地区
- ⇄ : 道路の区間 (生活関連経路)

地図調製 (株) 昭文社